



# 消費者被害速報 NO93

2018年9月

☆西京区で発生した悪質商法です。

80歳代女性宅に、不要な靴を買い取りたいと「株式会社 T-ismリユースセンター」の西田という社員が訪問をしてきた。タオルを頭に巻いて白いTシャツを来た体格のいい男性であった。ドアを開けるとすぐに玄関先に座り込んでしまった。

靴の他に貴金属はないかと言われ、アクセサリーの箱を物色し、18Kのものばかりを選び、10点ほどを5000円で買い取っていった。「ない」と言っても、「あるやろ」と強い口調で言われたため、対応をせざるをえなかった。

名刺と契約書の写しがあったので、交番に相談に行き、消費者センターの助言を受けてクーリングオフの書面を郵送したが、今のところ相手からの返答はない。

## ★クーリングオフとは・・・

訪問販売などで商品やサービスの契約をしても契約を無条件で解除できる制度。

### 【方法】

- ①契約書を受領した日を含めて8日間以内
- ②その契約を解除(申込みを撤回)したい旨を書面に記載
- ③郵便局の窓口から簡易書留か特定記録郵便で販売会社に提出



些細なことでも、皆様の周りで「あれ?」と思うことがありましたら下記まで連絡下さい



## 高齢サポート・音羽

地域包括支援センター

TEL: 595-8139 FAX: 593-4139

担当: 加藤・益野